

5. 自転車の「安全利用・利用促進」及び「通行環境」について

(1) 自転車の「安全利用」「利用促進」について

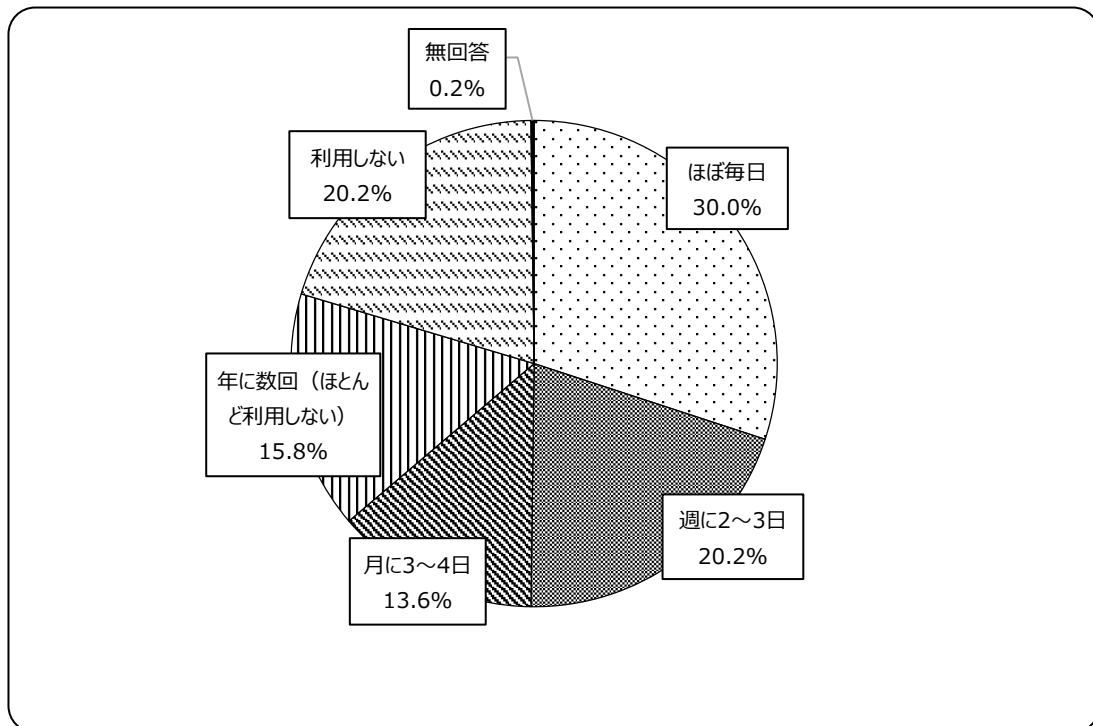
《自転車の利用頻度》

問 78. あなたはどれくらいの頻度で自転車を利用しますか。

【選択は1つ】

「ほぼ毎日」の割合が30.0%、「週に2～3日」が20.2%、「月に3～4日」が13.6%であり、約6割(63.8%)の方が自転車を利用していることが分かる。また、「利用しない」が約2割(20.2%)であった。

	選択項目 (N=486)	回答数	構成比
1	ほぼ毎日	146	30.0%
2	週に2～3日	98	20.2%
3	月に3～4日	66	13.6%
4	年に数回 (ほとんど利用しない)	77	15.8%
5	利用しない	98	20.2%
	無回答	1	0.2%
	計 (回答総数)	486	100.0%

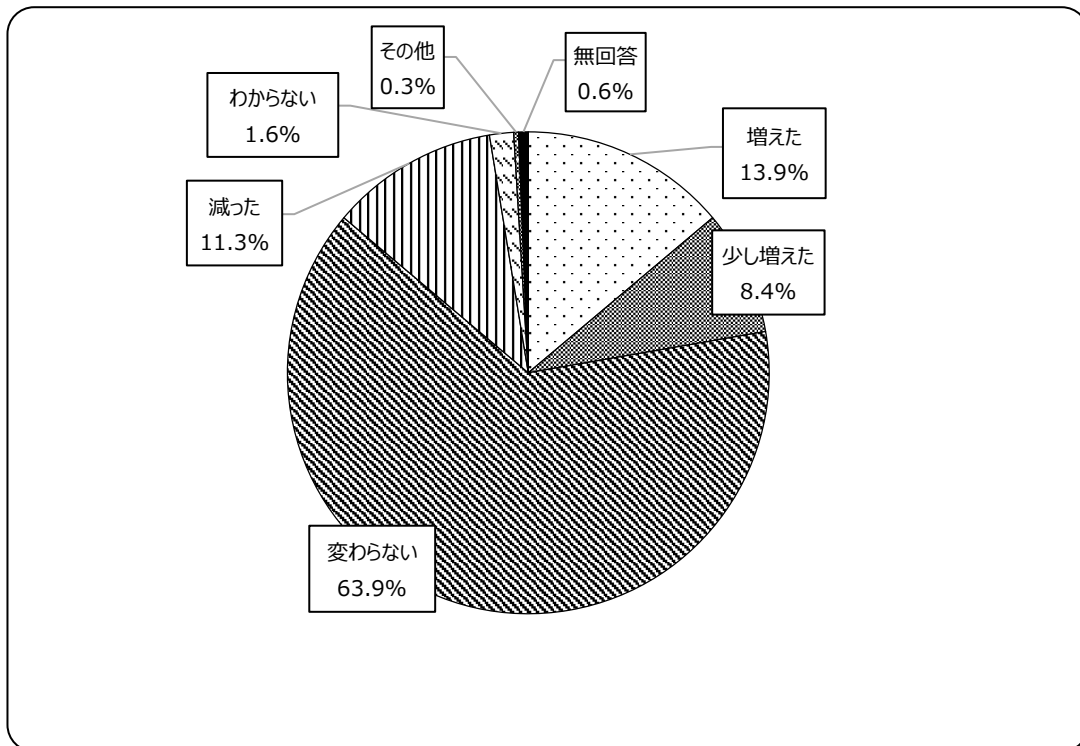


《コロナ禍後の利用頻度》

問 79. 自転車通勤等、日常生活での自転車利用は新型コロナウイルス感染を防止する1つの有効手段とされていますが、昨年度に比べて自転車に乗る頻度は増えましたか。 【選択は1つ】

「変わらない」が全体の約6割(63.9%)と、1番高い割合であるが、「増えた」が13.9%、「少し増えた」が8.4%であり、約2割(22.3%)の方が自転車に乗る頻度が増加したことが分かる。また、「減った」が全体の約1割(11.3%)となっている。

	選択項目 (N=310)	回答数	構成比
1	増えた	43	13.9%
2	少し増えた	26	8.4%
3	変わらない	198	63.9%
4	減った	35	11.3%
5	わからない	5	1.6%
6	その他	1	0.3%
	無回答	2	0.6%
	計 (回答総数)	310	100.0%

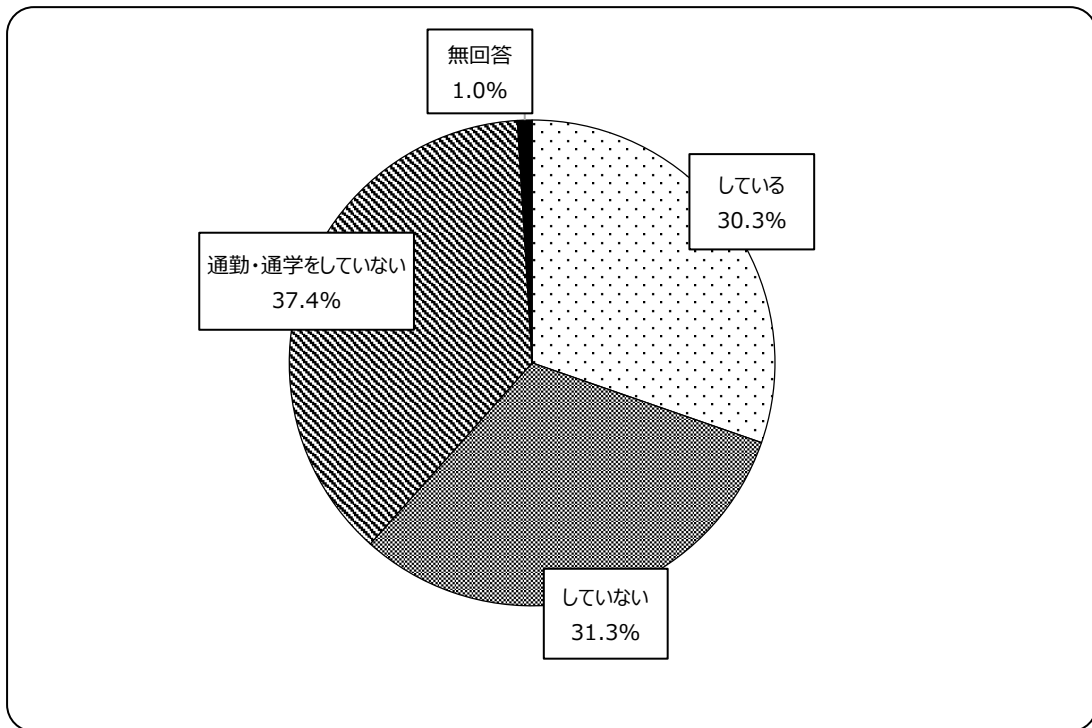


《自転車通勤・通学の割合》

問 80. 通勤通学で自転車を利用していますか。(自宅から駅までの区間のみ自転車を利用するなど、公共交通機関との併用も含みます。) 【選択は1つ】

通勤・通学において自転車を利用「している」方が 30.3%、「していない」方が 31.3%と、割合はほぼ拮抗していることが分かる。また、「通勤・通学をしていない」が 37.4%であった。

	選択項目 (N=310)	回答数	構成比
1	している	94	30.3%
2	していない	97	31.3%
3	通勤・通学をしていない	116	37.4%
	無回答	3	1.0%
	計 (回答総数)	310	100.0%

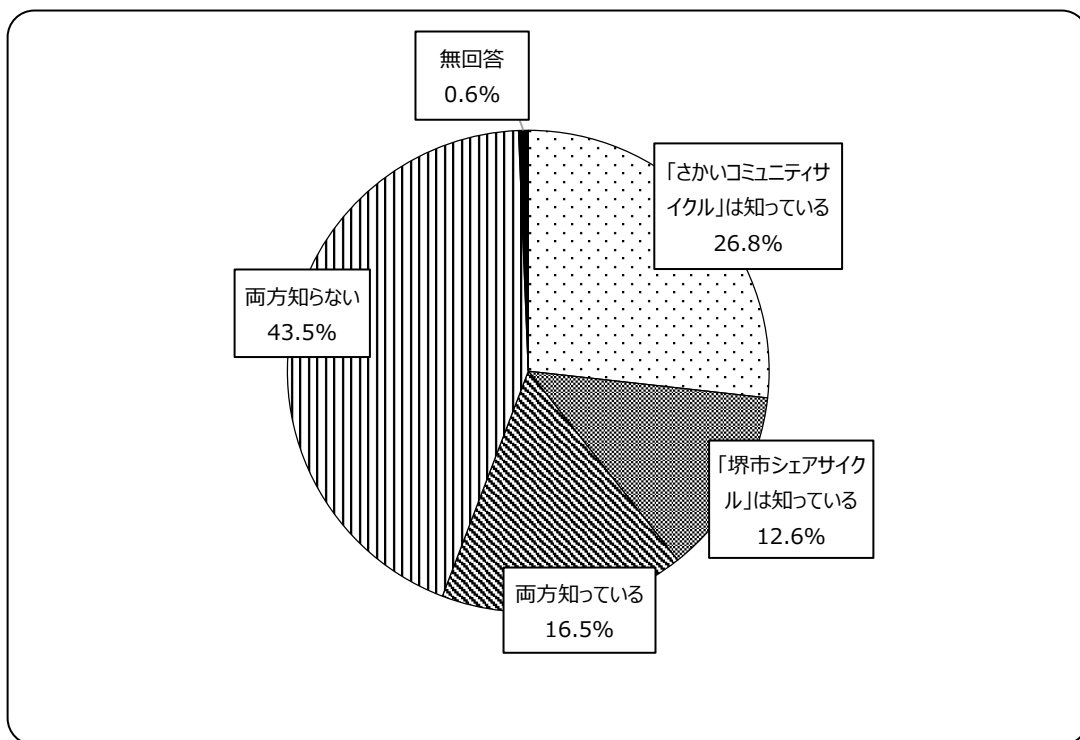


《コミュニティサイクル、シェアサイクルの認知度》

問 81. 現在、堺市では貸自転車である「さかいコミュニティサイクル」や「堺市シェアサイクル」を運用しています。ご存知ですか。 【選択は1つ】

「さかいコミュニティサイクル」は知っている」の割合が 26.8%、「堺市シェアサイクル」は知っている」が 12.6%、「両方知っている」が 16.5%となっており、「さかいコミュニティサイクル」は約 4 割(43.3%)、「堺市シェアサイクル」は約 3 割(29.1%)の認知があることが分かる。また、「両方知らない」が約 4 割(43.5%)となっており、今後の利用率の増加に向けて周知等が必要である。

	選択項目 (N=310)	回答数	構成比
1	「さかいコミュニティサイクル」は知っている	83	26.8%
2	「堺市シェアサイクル」は知っている	39	12.6%
3	両方知っている	51	16.5%
4	両方知らない	135	43.5%
	無回答	2	0.6%
	計 (回答総数)	310	100.0%



《コミュニティサイクル、シェアサイクル事業の利用実績》

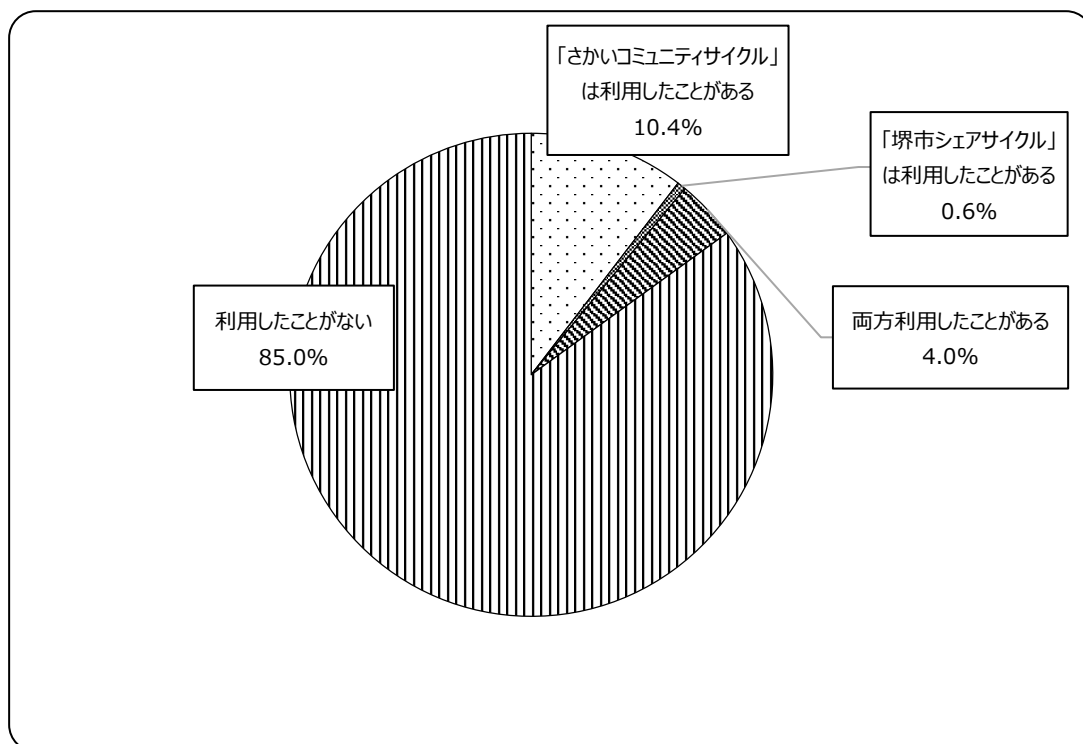
問 82. 問 81 で「1 さかいコミュニティサイクルは知っている」「2 堺市シェアサイクルは知っている」「3 両方知っている」と答えた方に伺います。

利用したことはありますか。

【選択は1つ】

「利用したことがない」が全体の8割を超える(85.0%)高い割合であることが分かる。「さかいコミュニティサイクル」は利用したことがある」が10.4%、「堺市シェアサイクル」は利用したことがある」が0.6%、「両方利用したことがある」が4.0%となっており、「さかいコミュニティサイクル」は約1割(14.4%)、「堺市シェアサイクル」は1割未満(4.6%)と、両方とも利用率が低いことが分かる。

	選択項目 (N=173)	回答数	構成比
1	「さかいコミュニティサイクル」は利用したことがある	18	10.4%
2	「堺市シェアサイクル」は利用したことがある	1	0.6%
3	両方利用したことがある	7	4.0%
4	利用したことがない	147	85.0%
	計 (回答総数)	173	100.0%



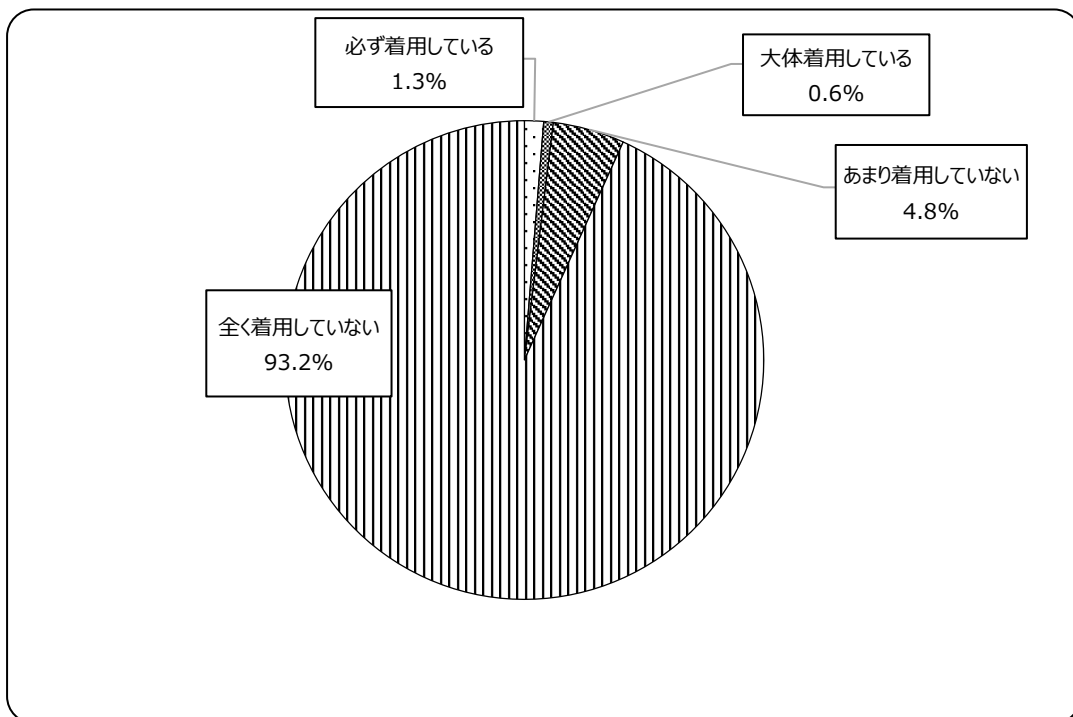
《ヘルメットの着用状況》

問 83. 日頃、自転車を利用する際、ヘルメットを着用していますか。

【選択は1つ】

「必ず着用している」の割合が 1.3%、「大体着用している」が 0.6%で、普段からヘルメットを着用している方は少ない(1.9%)。本市が条例で掲げる全自転車利用者のヘルメット着用に向けて、一層周知・広報を重ね、自転車に関連する死亡事故の 1 番の原因である頭部への負傷から守るというヘルメット着用の意義を広く知ってもらう必要がある。

	選択項目 (N=310)	回答数	構成比
1	必ず着用している	4	1.3%
2	大体着用している	2	0.6%
3	あまり着用していない	15	4.8%
4	全く着用していない	289	93.2%
	計 (回答総数)	310	100.0%

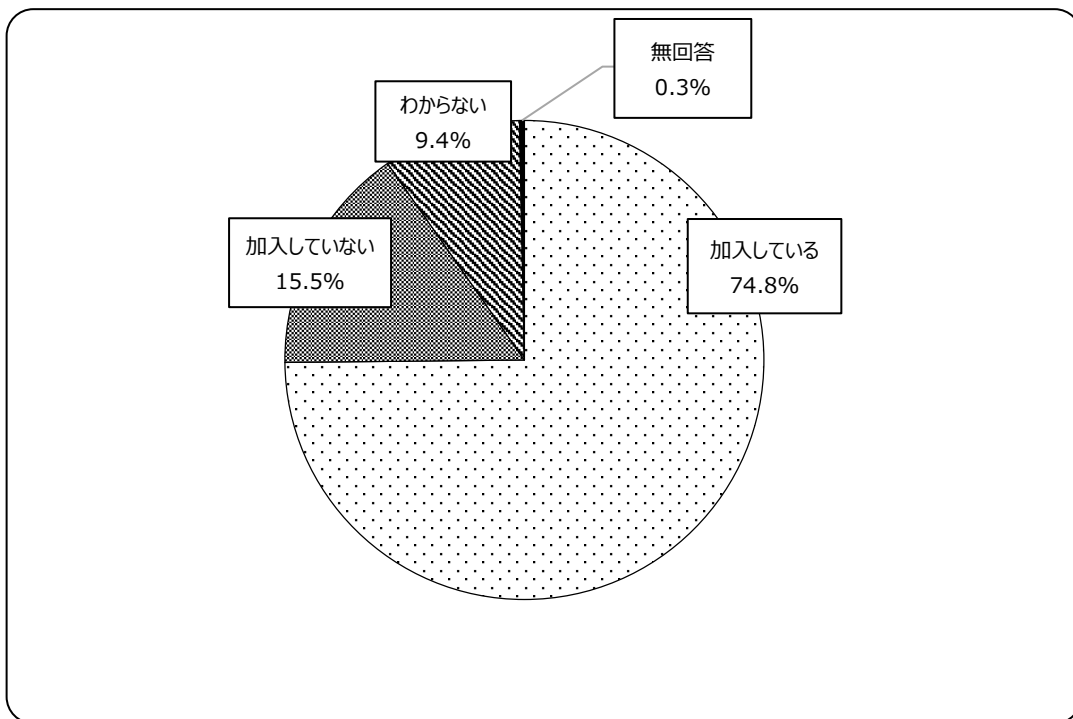


《自転車保険の加入状況》

問 84. 自転車を利用中に加害事故を起こした場合の被害者への賠償に備えた保険（いわゆる自転車保険または個人賠償責任保険等）に加入していますか。 【選択は1つ】

「加入している」の割合が74.8%、「加入していない」が15.5%と加入している方が7割を上回った。平成28年7月に条例を改正し、保険への加入が義務化されているが、まだ加入されていない方が約2割いるため、啓発を強化する必要がある。

	選択項目 (N=310)	回答数	構成比
1	加入している	232	74.8%
2	加入していない	48	15.5%
3	わからない	29	9.4%
	無回答	1	0.3%
	計 (回答総数)	310	100.0%



《自転車歩道通行可の標識走行》

問 85. 車の仲間である自転車は、歩道を通行することが出来るのは「自転車歩道通行可」【図参照】の標識（標識を示すこと）がある場所だけが通行可能です。この標識があることを意識して走っておられますか。 【複数回答可：いくつでも】

「そもそも標識を意識して走っていない」の割合が 30.3%ともっとも多く、次に「標識を見て走っている。標識のない歩道では車道の左側を走っている」が 29.0%、「標識の有る無しに関係なく歩道を走っている」が 26.1%、「標識の有る無しに関係なく車道を走っている」が 15.5%、「交差点に標識がないときは歩道を走っていいかわからない」が 10.0%となっている。

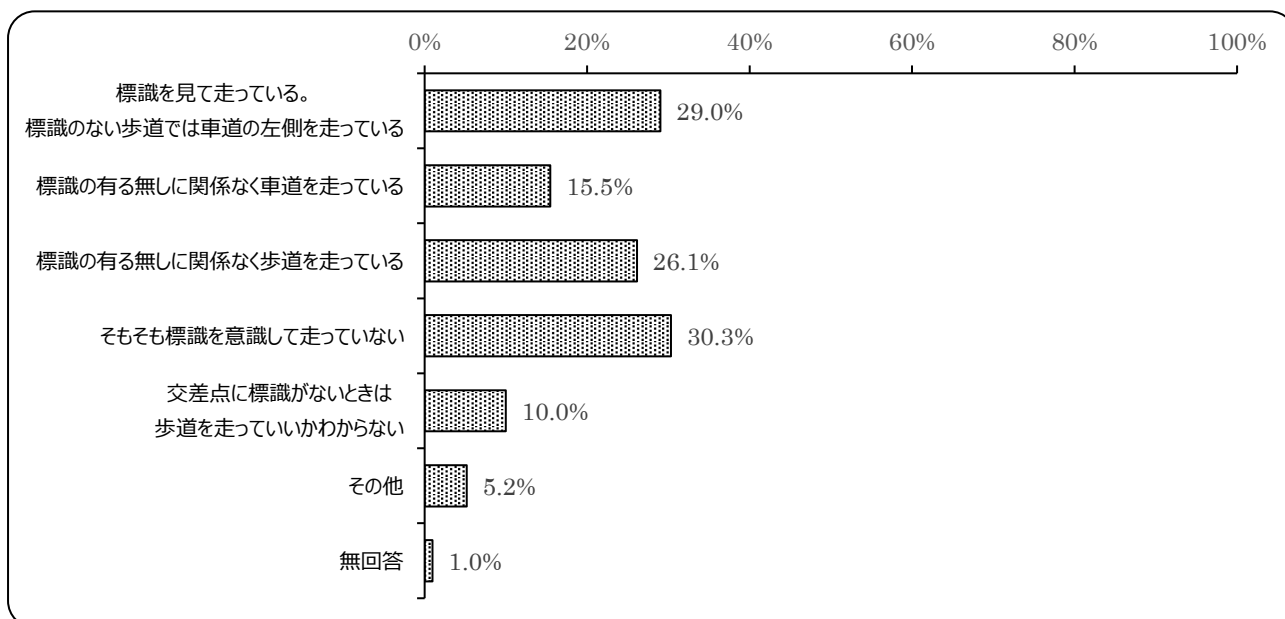
標識の有無を確認せずに走行している自転車の割合が半数を越えており、依然として標識を意識した走行がなされていない状況にあると考えられる。この結果を受けて引き続き啓発していく。

	選択項目 (N=310)	回答数	構成比
1	標識を見て走っている。標識のない歩道では車道の左側を走っている	90	29.0%
2	標識の有る無しに関係なく車道を走っている	48	15.5%
3	標識の有る無しに関係なく歩道を走っている	81	26.1%
4	そもそも標識を意識して走っていない	94	30.3%
5	交差点に標識がないときは歩道を走っていいかわからない	31	10.0%
6	その他	16	5.2%
	無回答	3	1.0%
	計 (回答総数)	363	117.1%

[6 その他]

【主な意見】

- ・ 標識がなくても車道の脇道が狭ければ歩道を走っている。
- ・ 車道は危険で走れない。
- ・ 車の量やスピードで歩道を走ることがある。
- ・ その都度自分で判断して道を選んでいる。

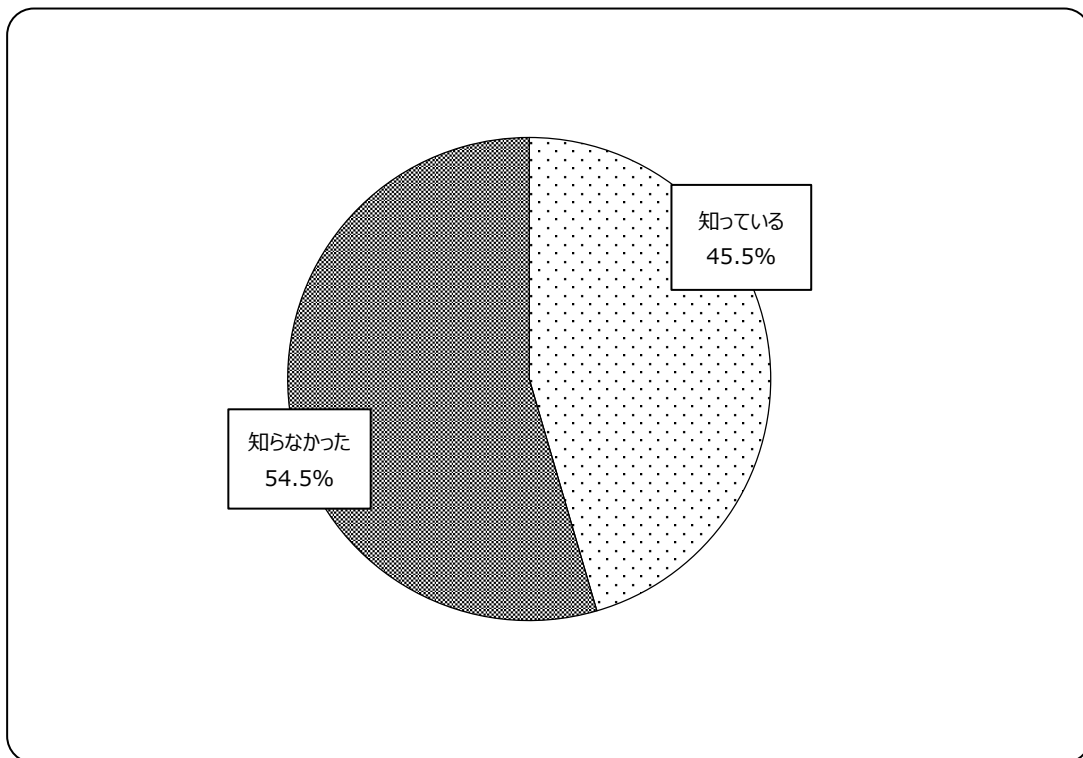


《自転車のあおり運転》

問 86. 令和 2 年 6 月 30 日に道路交通法が改正され、自転車にも「妨害運転」（「あおり運転」）として、罰せられるようになりました。次のような行為が自転車の「あおり運転」に当たります。
 ・逆走して進路をふさぐ ・急に割り込む(進路変更)
 ・幅寄せ ・不必要な急ブレーキ ・車間距離の不保持 ・執拗にベルを鳴らす
 このことをご存じでしたか。 【選択は 1 つ】

「知っている」が 45.5%、「知らなかった」が 54.5%であった。令和 2 年 6 月 30 日に道路交通法が改正され、自転車も「妨害運転」（「あおり運転」）として罰せられるようになったものの、未だ半数以上に周知できていない状況にあるため、引き続き啓発を行う必要がある。

	選択項目 (N=310)	回答数	構成比
1	知っている	141	45.5%
2	知らなかった	169	54.5%
	計 (回答総数)	310	100.0%



《自転車のあおり運転の情報収集手段》

問 87. 問 86 で「1 知っている」と回答された方に伺います。

自転車も「あおり運転」として、処罰されることをどの媒体でお知りになりましたか。

【選択は1つ】

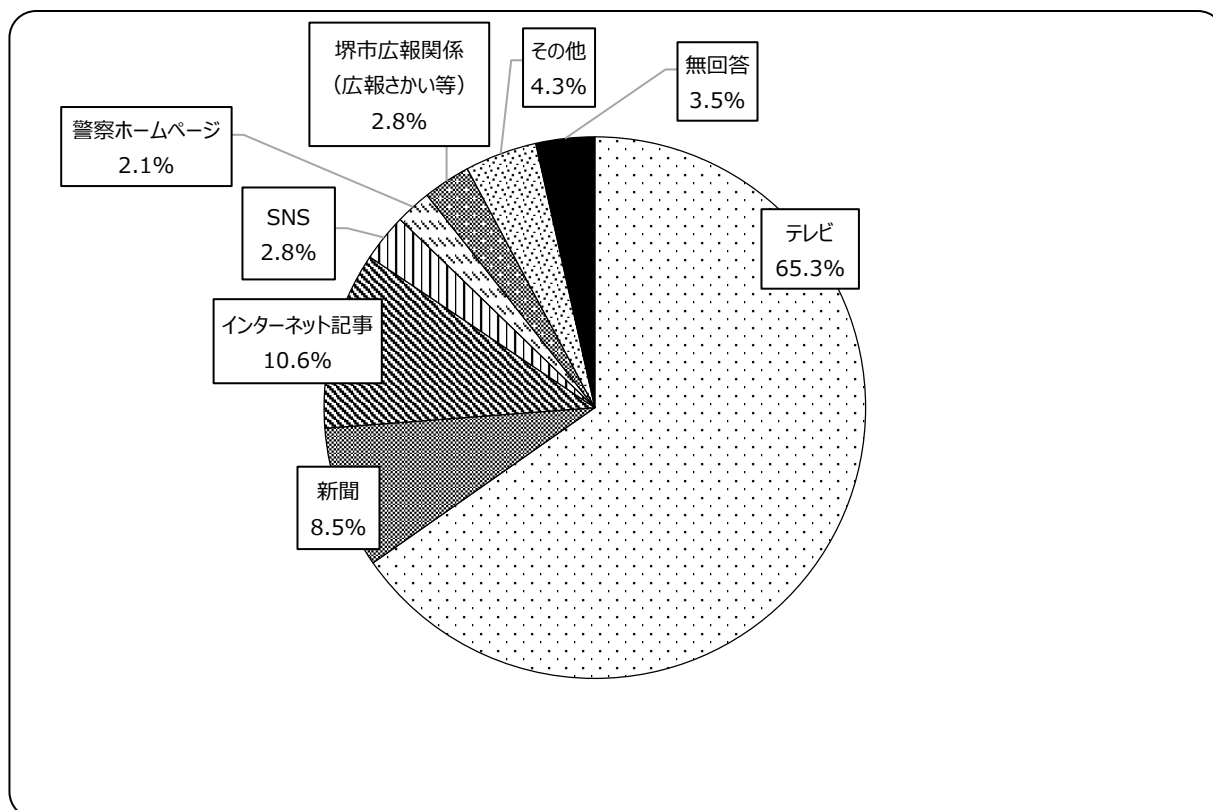
「テレビ」の割合が 65.2%と最も多く、次に「インターネット記事」が 10.6%、「新聞」が 8.5%、「その他」が 4.3%、「SNS」及び「堺市広報関係（広報さかい等）」が 2.8%、「警察ホームページ」が 2.1%となっている。

	選択項目 (N=141)	回答数	構成比
1	テレビ	92	65.2%
2	新聞	12	8.5%
3	インターネット記事	15	10.6%
4	SNS	4	2.8%
5	警察ホームページ	3	2.1%
6	堺市広報関係（広報さかい等）	4	2.8%
7	その他	6	4.3%
	無回答	5	3.5%
	計（回答総数）	141	100.0%

[7 その他]

【主な意見】

- ・ 自動車教習所
- ・ ラジオで
- ・ 運転免許更新時の講習にて



(2) 自転車の通行環境について

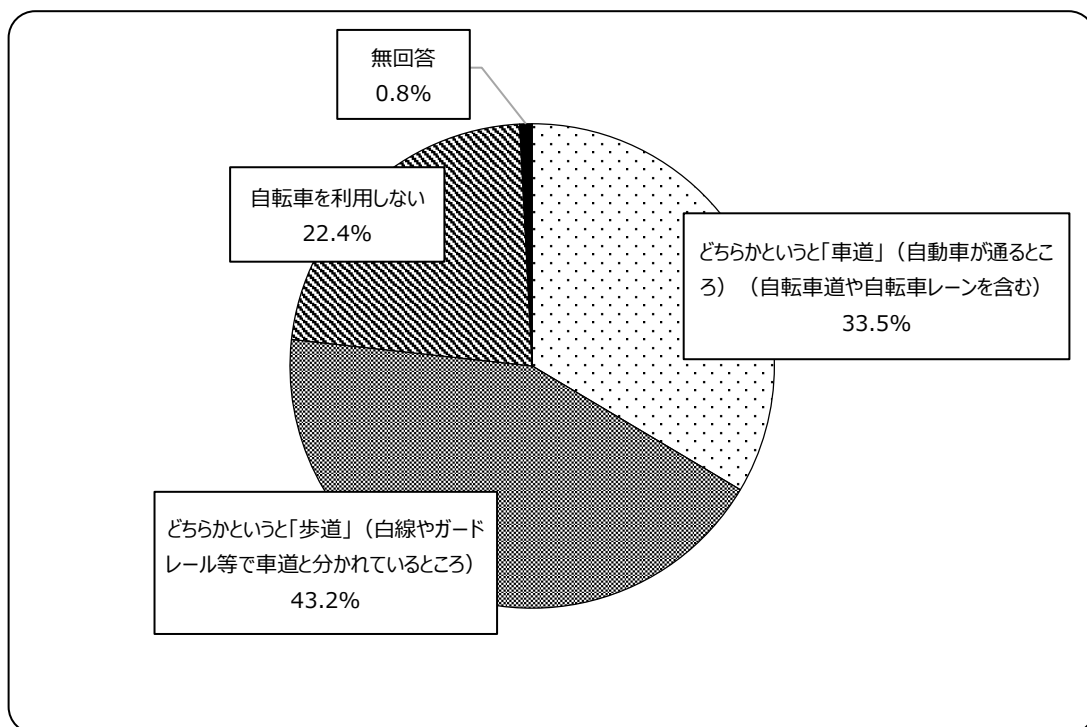
《自転車の通行位置》

問 88. あなたは、自転車で主にどこを通行していますか。

【選択は1つ】

自転車を利用する人(373人)のうち、どちらかという「車道」を通行する人(163人)の割合は43.7%、どちらかという「歩道」を通行する人(210人)の割合は56.3%となっている。

	選択項目 (N=486)	回答数	構成比
1	どちらかという「車道」(自動車を通るところ)(自転車道や自転車レーンを含む)	163	33.5%
2	どちらかという「歩道」(白線やガードレール等で車道と分かれているところ)	210	43.2%
3	自転車を利用しない	109	22.4%
	無回答	4	0.8%
	計(回答総数)	486	100.0%



《自転車通行環境のルール・マナー》

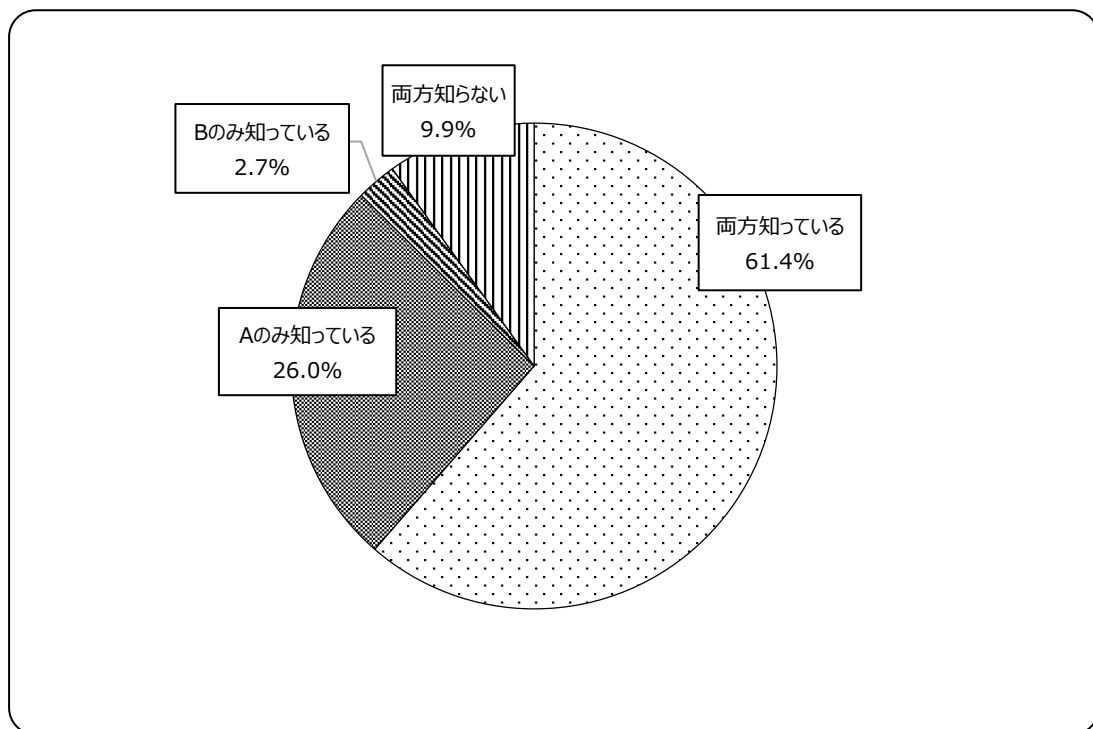
問 89. 問 88 で「1 どちらか」というと「車道」「2 どちらか」というと「歩道」と回答された方に伺います。

自転車に乗るときのルールとして次の 2 つのルールを知っていますか。 【選択は 1 つ】

- A. 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行（左側通行）する。
- B. 自転車は原則車道通行だが、歩道を通行する際は、車道寄りを徐行しなければならない。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一旦停止をしなければならない。歩行者優先である。

「両方知っている」(61.4%)、「Aのみ知っている」(26.0%)と「Bのみ知っている」(2.7%)を合わせた 90.1%の人が自転車は原則車道通行であることを知っている。一方、「両方知らない」人は 9.9%であり、引き続き周知・啓発を行っていく。

	選択項目 (N=373)	回答数	構成比
1	両方知っている	229	61.4%
2	Aのみ知っている	97	26.0%
3	Bのみ知っている	10	2.7%
4	両方知らない	37	9.9%
	計 (回答総数)	373	100.0%



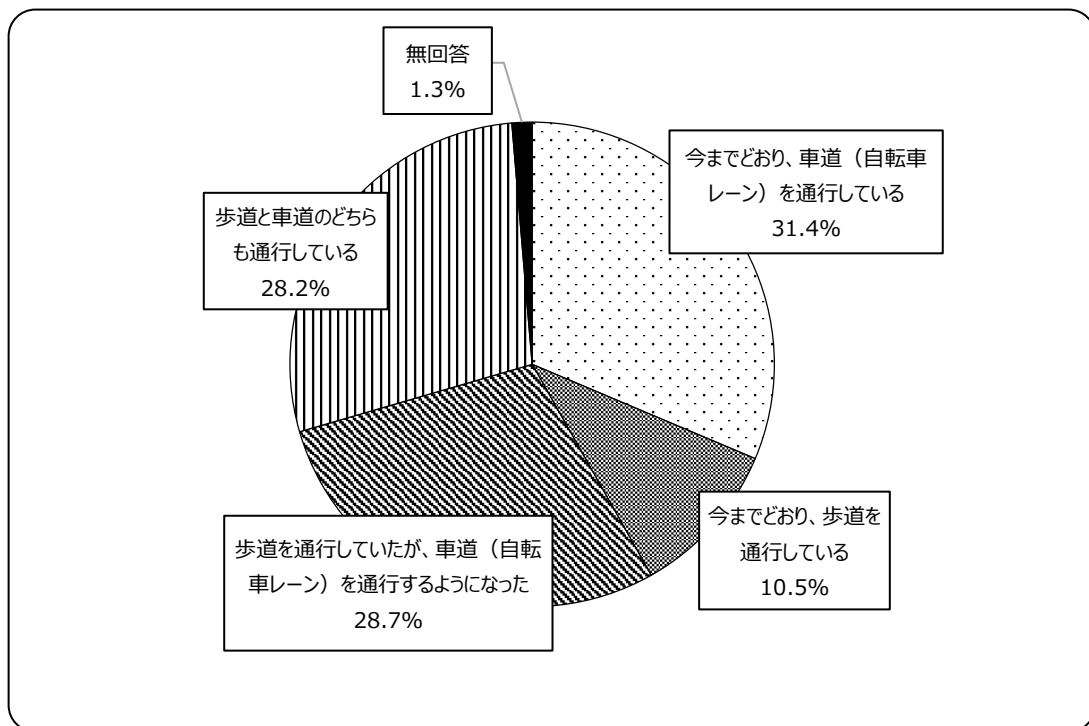
《自転車通行環境整備の通行頻度》

問 90. 問 88 で「1 どちらかというと「車道」「2 どちらかという「歩道」と回答された方に伺います。

本市では車道に自転車レーン（車道に青色サイン）の自転車通行環境の整備を推進しています。あなたは、整備された自転車レーンを通行するようになりましたか。 【選択は1つ】

「今までどおり、車道（自転車レーン）を通行している」（31.4%）、「歩道を通行していたが、車道（自転車レーン）を通行するようになった」（28.7%）を合わせると約 6 割（60.1%）の人が自転車レーンを通行している。一方、「今までどおり、歩道を通行している」（10.5%）と約 1 割の人が自転車レーン整備後も歩道を通行している。

	選択項目（N=373）	回答数	構成比
1	今までどおり、車道（自転車レーン）を通行している	117	31.4%
2	今までどおり、歩道を通行している	39	10.5%
3	歩道を通行していたが、車道（自転車レーン）を通行するようになった	107	28.7%
4	歩道と車道のどちらも通行している	105	28.2%
	無回答	5	1.3%
	計（回答総数）	373	100.0%

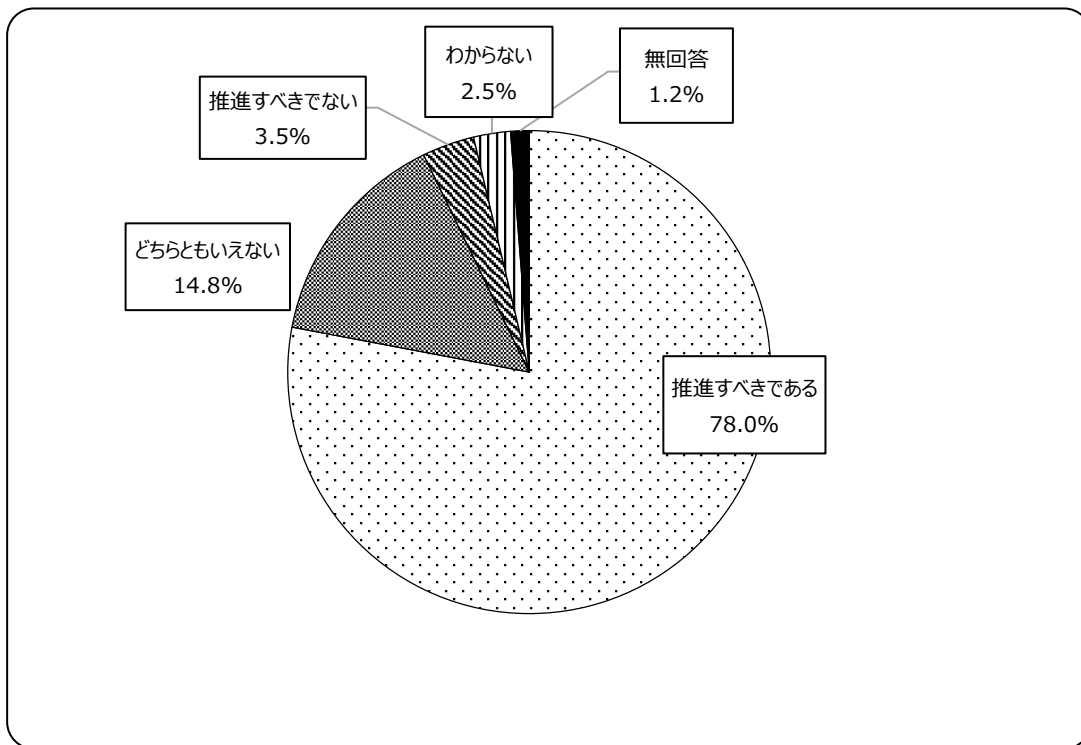


《自転車通行環境整備の推進について》

問 91. あなたは、自転車道や自転車レーン等の自転車通行環境の整備を、今後も推進すべきである
 と思いますか。 【選択は1つ】

「推進すべきである」と考えている人の割合が昨年度の 77.3%に対して、今年度は 78.0%、「推進すべ
 きでない」と考えている人は昨年度の 4.1%に対して、今年度は 3.5%であり、ともに横ばいである。

	選択項目 (N=486)	回答数	構成比
1	推進すべきである	379	78.0%
2	どちらともいえない	72	14.8%
3	推進すべきでない	17	3.5%
4	わからない	12	2.5%
	無回答	6	1.2%
	計 (回答総数)	486	100.0%



《自転車のまちづくりに対する自由意見》

問 92. 自転車の利用促進、自転車の歩道通行や右側通行違反等の安全利用、自転車の通行環境などについて、ご意見がございましたらご自由にお書きください。 【自由記述】

【自転車の通行環境等について】

- 自転車の利用者数に対して自転車道が狭すぎる。駐車車両がレーンを塞いでいるときは、歩道を走行している。
- 自転車レーンが整備されたが、車道の幅が狭い場所に自転車レーンを作るのは自転車も車も怖い。十分な広さが取れる道路で整備すれば良いのではないか。
- 自転車利用の機会を増やせるように通行環境整備を進めてほしい。
- ヨーロッパのような自転車レーンと駐輪場も併せての整備を進めてほしい。
- 高校生の通学のため深井交差点から泉ヶ丘方面の自転車レーンを進めてほしい。
- 自転車レーンに駐車している車があるので通行に危険を感じる。
- 自転車レーンを人が歩いていて困る。
- 自転車レーンの幅が狭く車に巻き込まれそうで、歩道を走行している。
- 車と完全に分離した区別された安全な自転車レーンを整備してほしい。
- 自転車道や自転車レーンを整備しすぎると車道が狭くなり、駅前が今以上に混雑する。
- 道路に無理に自転車レーンをするより、歩道の視覚分離で整備する方が良い。
- 自転車レーンの水色は派手すぎて見づらい。もう少し目に優しい色調にしてほしい。
- 自転車レーンを反対方向に通行している人がいる。
- 自転車レーンのない道路では自転車が道路の中央を走っており危ないので、自転車レーンの整備は必要
- 自転車が歩道を通行すると高齢者は怖くて歩道を歩けない。自転車道を作ってほしい。
- 歩行者・自転車の事故防止、自転車と車の事故防止の観点から安全なまち環境を作ってほしい。
- 自転車と歩行者はまだしも、自転車と自動車との分離を進めてほしい。
- 元々、自転車の通行環境を前提に道路を作っていないので、レーンのない車道は自転車を運転する側、自動車を運転する側の双方が危険。泉北は道路が広い分、商業施設近くは自転車レーンにもかかわらず路上駐車もあり、運転しにくい。歩道に自転車レーンを1本作るなど、道路に無理矢理自転車レーンを作るなら歩道に作る自転車レーンのほうが良いと思う。

【自転車のルール・マナーについて】

- 自転車利用者のマナーがなっていない。狭い歩道では歩行者を追い越す際には、後ろから声を掛けベルを鳴らすくらいしてほしい。
- 自転車専用レーンの逆行、後ろからの無理な追い越し、信号無視、携帯電話ながら運転など、特に中・高校生などの若年層の自転車マナーの欠如が目立つ。市から警察署の担当部署や学校関係者への協力要請、広報紙・HP などを通じた啓発を検討してはどうか。
- 歩行時に、急に後ろからきた自転車に急ブレーキをかけられて驚くことがある。
- 自転車に乗りながら携帯電話を見ている人を見かけるので危険

- 歩行者にとって自転車は怖いという感覚がある。前後に子どもを乗せ、傘を差し、ベルを鳴らし何台もの列をなして我が物顔で歩道を走っている。歩行者は肩身が狭くなるのはおかしい。自動車には免許が必要で規則に縛られるが、自転車は自由である。
- 歩行者がいるのに無視して、自転車が突然ぶつかってくるが多々あった。
- 堺市の自転車利用は放任状態にある。ルールを統一する必要がある。標識を増やしてルールを徹底することが必要
- 高齢者の自転車の危険運転をよく見かける。左右の確認なしでの車道の横断、ふらつき運転などの取り締まりも強化してほしい。ケガも怖いが本人達に自覚が感じられない。
- 自転車の運転ルール・マナーなど、高齢者への安全教育が必要
- 歩道のない道路を右側通行している。
- 小学校から高校まで全ての学年で安全利用学習（乗り方実習会）をすべきである。
- 車の免許のように、せめて講習会を受講しないと乗れない、違反者は罰則がある等、年代に応じた自転車利用のルール・マナーを教えること。
- 自転車レーンを通行せず歩道を通行したりして非常に危険。自転車に乗る人に自転車レーンの通行方法など、ルールを徹底してほしい。
- 小さい子どもの頃から自転車利用のマナーを教えておかなければならないと思う。

【取り締まりについて】

- もっと自転車のルール違反の取り締まりと罰則を強化してほしい。
- ルールを守らないのは、取り調べや罰則が甘いからだと思う。
- 車の違法駐車で進路を塞がれている場合があり、自転車は歩道を通行せざるを得ない場合が現実である。
- 自転車の通行環境をもっと整備して、警察等は違反自転車も積極的に検挙できるように努力してほしい。
- 歩道をバス並みのスピードで走る通勤自転車に毎日怖い思いをしている。警察に取り締まりをお願いしたが、一時的に改善されてもすぐに元の状態に戻っている。
- 自転車レーン走行中に車が幅寄せしてくるので、危険を感じる。
- 「自転車歩道通行可」の標識を意識することが大切だと思う。

【補助金など】

- 堺は坂が多いので、市から電動自転車の購入補助があれば手に入れやすくなり、利用する人も増えると考えられる。
- 超高齢化社会に向けた策として、75歳以上の高齢者に三輪自転車を市の補助などで提供してはどうか。専用の駐輪場も併せて増やす必要がある。

【コミュニティーサイクル・シェアサイクル】

- 駅にコミュニティーサイクルやシェアサイクルの看板などを掲出してはどうか。
- コミュニティーサイクル・シェアサイクルではなくもっと手軽に利用できる単発のレンタサイクルが

あれば利用度アップにつながるのではないか。

- ヘルメット購入、空気入れサービス、販売店での整備点検を充実させてほしい。

【その他】

- 泉北地区と堺の繁華街とで自転車の法律適用を同じ扱いにしているのはどうかと思う。少し区別して考えるべきではないか。
- 自転車レーンや歩道も確保できないバス通りが堺には多くある。大型バスが通る路線は、車道と歩道の区別ができる道路への整備を進めてほしい。
- 国道310号をスムーズに走れるようにしてほしい。
- 自転車は歩行者とは違うので、一人一人が気をつけて乗り、ルールを守るしかないと思う。
- 堺の宝である緑道でのわがままな自転車通行を取り締まってほしい。

令和2年度 第1回 市政モニターアンケート報告書

1. 環境に関する意識や行動について
2. 広報活動について
3. 消費者問題について
4. 文化芸術について
5. 自転車の「安全利用・利用促進」及び「通行環境」について

発行月 令和3年2月

編集・発行 堺市市長公室広報戦略部市政情報課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7475

FAX 072-228-7444

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号 1-C3-20-319